

## さいたま市チャレンジスクール業務委託選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 さいたま市プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会条例（平成26年さいたま市条例第15号）第3条の規定に基づきさいたま市チャレンジスクール業務に係る事業者の選定を行うため、さいたま市チャレンジスクール業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、さいたま市チャレンジスクール業務委託に係る事業者の選定基準の策定及び事業者の選定に関する事項を審査する。

### (会議)

第3条 委員会の会議は、非公開とする。

### (庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部において処理する。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。